

## 質問事項回答書

令和5年10月12日

業務名 令和5年度島田市インバウンド向け観光コンテンツ造成業務

質問事項	回答
① 本事業は観光庁が実施する「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」の2次公募にて採択された事業であると拝察しますが、観光庁に提出された様式1～4の共有をいただけますでしょうか ※観光庁より採択された際の大幅なコンテンツ内容の変更や費用積算書の内容が変更ができないため	資料を添付しましたので、ご確認ください。 ただし、島田市以外の第三者が特定される箇所については非公開（黒塗り）とさせていただきますので、ご了承ください。 また、様式1、様式4中のスケジュール欄は公募資料提出時点のもので、ご承知ください。
② モニターツアーの催行時期に指定はありますか。	催行時期の指定はありませんが、業務期間を考慮すると年内中には催行を終えることが望ましいと考えます。
③ モニターツアー参加者は何名を想定すればよろしいでしょうか。	モニターツアーの参加者人数について定めはありませんが、ツアー終了後に観光商品のブラッシュアップを図ることを目的としたアンケート調査を実施するため、ショート・ロングそれぞれターゲット国別に複数の参加者を募ってください。
④ 育成する観光ガイドの居住地等に指定はありますか。	観光ガイドの居住地等について指定はありませんが、育成した観光ガイドについては、観光商品として販売するツアー以外にも活用を検討しているため、手配を依頼した場合に即時対応が可能な者で育成してください。
⑤ パンフレットは何部作成を想定すればよろしいでしょうか。また配架を受	パンフレットの部数については各国500部以上作成してください。

託者が行う場合、配架先想定は何か所程度でしょうか。

作成するパンフレットは、ターゲット国の旅行代理店へプロモーション活動する際に活用することを目的としているため、国内配架は富士山静岡空港を想定しています。